

(令和2年5月19日提出)

令和2年5月議会臨時会議案

新 潟 市

令和2年5月議会臨時会議案

目 次

議案第40号 令和2年度新潟市一般会計補正予算・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

議案第41号 市長専決処分について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

議案第 4 0 号

令和 2 年度新潟市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 2 年度新潟市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 3 5, 9 2 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 7 3, 1 1 2, 1 2 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 5 月 1 9 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 国庫支出金		148,105,655	25,750	148,131,405
	2 国庫補助金	96,539,363	25,750	96,565,113
20 県支出金		20,240,710	24,500	20,265,210
	2 県補助金	4,812,240	24,500	4,836,740
23 繰入金		1,280,657	185,671	1,466,328
	1 基金繰入金	1,280,657	185,671	1,466,328
歳 入	合 計	472,876,200	235,921	473,112,121

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		122,340,591	73,500	122,414,091
	2 児童福祉費	45,415,852	73,500	45,489,352
5 労働費		1,667,259	22,500	1,689,759
	1 労働諸費	1,667,259	22,500	1,689,759
6 農林水産業費		6,323,645	30,000	6,353,645
	1 農業費	3,060,848	30,000	3,090,848
7 商工費		15,168,702	48,500	15,217,202
	2 工業費	1,580,829	48,500	1,629,329
10 教育費		59,541,239	61,421	59,602,660
	2 小学校費	26,971,213	41,177	27,012,390
	3 中学校費	15,059,155	19,820	15,078,975
	6 特別支援学校費	1,544,639	424	1,545,063
歳 出	合 計	472,876,200	235,921	473,112,121

議案第 4 1 号

市長専決処分について

下記事件について地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を得たい。

令和 2 年 5 月 1 9 日提出

新潟市長 中原 八一

記

（令和元年度分）

専決第 2 号 令和元年度新潟市一般会計補正予算（第 8 号）専決処分書

専決第 3 号 令和元年度新潟市病院事業会計補正予算（第 4 号）専決処分書

（令和 2 年度分）

専決第 1 号 新潟市市税条例の一部を改正する条例について専決処分書

専決第 2 号 新潟市介護保険条例の一部を改正する条例について専決処分書

専決第 3 号 令和 2 年度新潟市一般会計補正予算（第 1 号）専決処分書

専決第 2 号

令和元年度新潟市一般会計補正予算（第 8 号）専決処分書

令和元年度新潟市の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 5 6, 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 1 0, 0 5 1, 5 2 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

上記地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 2 年 3 月 2 5 日

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		135,124,369	456,000	135,580,369
	1 市民税	66,360,854	456,000	66,816,854
歳 入	合 計	409,595,526	456,000	410,051,526

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		121,105,921	456,000	121,561,921
	2 児童福祉費	44,526,774	456,000	44,982,774
歳 出	合 計	409,595,526	456,000	410,051,526

第2表 繰越明許費補正

1 追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
4 衛生費	2 清掃費	指定袋作製等事業	44,442
		廃棄物処理施設管理運営費	9,130
6 農林水産業費	1 農業費	新潟県農林水産業総合振興事業	3,219

専決第 3 号

令和元年度新潟市病院事業会計補正予算（第 4 号）専決処分書

（総則）

第 1 条 令和元年度新潟市病院事業会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第 2 条 予算第 8 条第 1 号に定めた金額を次のように改める。

（単位 千円）

科 目	補正前	補正後
（ 1 ） 職員給与費	12,303,463	12,230,307

上記地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

新潟市長 中原 八一

専決第 1 号

新潟市市税条例の一部を改正する条例について専決処分書

新潟市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

上記地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 2 年 3 月 31 日

新潟市長 中原 八一

新潟市市税条例の一部を改正する条例

新潟市市税条例（昭和 37 年新潟市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 53 条第 9 項及び第 10 項中「第 349 条の 3 第 12 項」を「第 349 条の 3 第 11 項」に改める。

第 54 条の見出し及び同条第 1 項中「第 349 条の 3 第 28 項」を「第 349 条の 3 第 27 項」に改め、同条第 2 項中「第 349 条の 3 第 29 項」を「第 349 条の 3 第 28 項」に改め、同条第 3 項中「第 349 条の 3 第 30 項」を「第 349 条の 3 第 29 項」に改める。

第 147 条第 2 項中「第 349 条の 3 第 10 項から第 12 項まで、第 22 項、第 24 項、第 28 項から第 31 項まで、第 33 項又は第 34 項」を「第 349 条の 3 第 9 項から第 11 項まで、第 21 項、第 23 項、第 27 項から第 30 項まで、第 32 項又は第 33 項」に改める。

附則第 8 条の 2 第 2 項を削り、同条第 3 項中「附則第 15 条第 2 項第 6 号」を「附則第 15 条第 2 項第 5 号」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条中第 4 項から第 13 項までを 1 項ずつ繰り上げ、同条第 14 項中「附則第 15 条第 38 項」を「附則第 15 条第 34 項」に改め、同項を同条第 13 項とし、同条第 15 項を削り、同条第 16 項中「附則第 15 条第 44 項」を「附則第 15 条第 38 項」に改め、同項を同条第 14 項とし、同条第 17 項中「附則第 15 条第 47 項」を「附則第 15 条第 41 項」に改め、同項を同条第 15 項と

し、同条第18項を同条第16項とする。

附則第18条及び附則第19条中「第19項」を「第18項」に改める。

附則第19条の4中「第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第40項、第43項、第44項、第48項若しくは第50項」を「第20項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第37項、第38項、第42項若しくは第44項」に、「第34項」を「第33項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の新潟市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

第3条 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）（以下「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第4条 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第5条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

専決第 2 号

新潟市介護保険条例の一部を改正する条例について専決処分書

新潟市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

上記地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 2 年 3 月 31 日

新潟市長 中原 八一

新潟市介護保険条例の一部を改正する条例

新潟市介護保険条例（平成 12 年新潟市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 1 号中「21,000 円」を「15,300 円」に改め、同項第 2 号中「40,100 円」を「30,500 円」に改め、同項第 3 号中「51,500 円」を「49,600 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 3 条第 2 項の規定は、令和 2 年度分の保険料から適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。

専決第3号

令和2年度新潟市一般会計補正予算（第1号）専決処分書

令和2年度新潟市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,200,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ392,200,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和2年4月24日

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
23 繰入金		38,657	1,200,000	1,238,657
	1 基金繰入金	38,657	1,200,000	1,238,657
歳 入	合 計	391,000,000	1,200,000	392,200,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 労働費		1,267,259	400,000	1,667,259
	1 労働諸費	1,267,259	400,000	1,667,259
7 商工費		14,568,702	600,000	15,168,702
	1 商業費	12,987,873	600,000	13,587,873
13 予備費		100,000	200,000	300,000
	1 予備費	100,000	200,000	300,000
歳 出 合 計		391,000,000	1,200,000	392,200,000